

## 町の地方創生の推進は？

## 多方面に広がる活動を展開したい

あおやま ひでし 議員  
青山 英樹

## 地方創生への具体的な取組みは何か？

## シティプロモーションの展開

**青山** 都市部の退職者が地方で農業をし都市と地方の二地域居住によって健康で持続的な生活を送る等を地方創生に盛り込む自治体がある。南伊豆三浦市の「お試し移住」、高知では「高知で暮らし隊」、長野には週一便東京にバスを出す村もある。当町での具体的な取組みはあるのか。

**町長** 日本三大開拓地を広くPRし、新しい農業にチャレンジする農業者を「フロンティア農業者」として育成し、経営感覚を持った人材の育成、ブ

ランド価値のある食の情報発信など、福島県農業短期大学校等と連携を強化しながら「道の駅」を日本三大開拓地のブランド化として推進し、さらに地域の魅力や自治体の取り組みを効果的に発信するため、町民目線での地域のイベントやグルメ、子育てサービスなどの情報を発信するタウンセールス事業、地域の売り込みや町の知名度を上げるシティプロモーションを展開していきたいと考えております。

## 本質的な問題は「不幸中の出来事」？

## 職員一体となって再発防止に努める

**青山** 三区で起きた補助金不正請求に関し「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、また刑事訴訟法第二百二十九条に触れるものである。町長は不幸中の出来事と情状面を強調するが、立ち位置として何が正しいのかを判断し、適正に執行者が行うべきと考えるがいかがか。

**町長** 町として各種補助事業を実施するにあたっては、補助金等適正化法に従い、法に則り誠実に適正に執行されるべきと強く認識しております。今回の件は、誠に残念で

すが、罪を憎んで人を憎まず、人を許すというこども非常に大切な試練と思っております。

**企画経営課長** 刑法第239条2項により告発するかどうかは、職務上正当と考える程度の裁量まで許さないものではないというのが通説において説明されており、三区行政区が今後の地域のことを考え告発しないことは、職務上正当と町も判断します。

「刑事訴訟法第239条第2項」「官史または公史は、その職務を行うことにより犯罪があると思量するときは、告発をしなければならない」

## 適正に欠く公募、見積の徴収では？

## 町内業者も含め、公平かつ適正な購入

**青山** 敬老会等での祝い品など、物品等は見積をとった上での随意契約となる。物品が指定され一日か二日以内での見積提出、納品自体もひと月半内で非常に短いと聞く。地元業者育成を考慮し、公平、公正、時間的ゆとりをもって適正に行われているのか尋ねる。

**町長** 購入物品の品名につきましては、カタログやインターネット等により指定し、見積書の提出にあたりましては指定品目の取扱がない場合などを考慮し、指名通知書

等により同等品での見積もりも可能な旨をお伝えしております。物品等の買い入れについては、物品等の内容により、入札や見積等の随意契約により購入しておりますが、町内にも納入可能な業者が居る場合は、町内業者も含めて、競争性、公平性を高めながら、公平かつ適正な購入に努めております。

その他の質問  
・今後見込まれる公共施設の経常的な投資的経費とその差額は